右の者の付審判請求事件について、昭和四二年一〇月九日高松高等裁判所がした 抗告棄却の決定に対し、同人から抗告の申立があつたが、右申立にはなんら具体的 な理由が付されてなく、また、抗告提起期間内に理由書の提出もない。よつて、刑 訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定す る。

主

本件抗告を棄却する。

昭和四二年一一月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄